

定期報告書の提出にあたっての留意事項

北海道網走家畜保健衛生所

家畜伝染病法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養状況を知事に報告することが義務付けられています。

未報告の場合、同法第68条第1項の規定により、10万円以下の過料に処せられる場合があります。

なお、報告内容については、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜の伝染性疾患の発生予防や発生時におけるまん延防止のために利用し、それ以外の目的には利用しません。

1 報告対象者 全ての家畜*の所有者（飼養目的を問いません）

- * 家畜：牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる（アイガモ）、うずら、きじ、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥

2 報告事項（平成31年2月1日時点のもの。様式は別添のとおり。農場ごとに作成。）

（1）基本情報

- ア 所有者、管理者、農場の名称及び住所
- イ 飼養家畜の種類及び頭羽数、畜舎等の数

（2）飼養衛生管理基準の遵守状況

- ・ 小規模所有者*は提出不要

（3）定期報告書に添付する書類

- ・ 前回提出から内容に変更がある場合のみ提出
- ・ 小規模所有者*は提出不要

* 小規模所有者

- ・ 牛、水牛、馬：1頭
- ・ 鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満
- ・ 鶏、あひる（アイガモ）、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満
- ・ だちょう（エミュー）：10羽未満

3 知事への提出期日

平成31年4月15日（牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし）

平成31年6月15日（鶏、あひる（アイガモ）、うずら、きじ、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥）